

令和2年2月 定例教育委員会

日 時 令和2年2月26日（水）16時00分～

場 所 総合教育センター3階中研修室3

出席者

（教育委員）

西本教育長 中島教育長職務代理者 合田委員 内海委員 萩原委員

（事務局）

池田教育次長兼新しい学校推進室長 陣内教育次長兼学校教育課長 小田副理事兼社会教育課長 友永総合教育センター長兼総合教育センター課長 松尾総務課長 吉田学校保健課長 山口文化財課長 嶋田スポーツ振興課長 梶山教育センター所長 坂口図書館長 近藤青少年教育センター所長 安田島瀬美術センター館長 熊本総務課長補佐

欠席者

なし

傍聴者 0名

内 容

(1)教育長報告

(2)令和元年12月分議事録の確認

(3)議 題

- ①佐世保市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に関する意見聴取の件
- ②佐世保市立中学校及び義務教育学校後期課程における文化部活動の方針の件
- ③佐世保市立小・中学校及び義務教育学校処務規則の一部改正の件
- ④第三次佐世保市子ども読書プランの件
- ⑤佐世保市博物館島瀬美術センター臨時開館の件

(4)協議事項

- ①佐世保市立図書館運営方針の策定について

(5)報告事項

- ①令和元年度補正予算（11号）の要求について
- ②令和2年度補正予算（1号）の要求について
- ③市立学校の空調設備整備について
- ④平成28年度包括外部監査結果に対する措置状況等について
- ⑤教育課程の特例校について
- ⑥令和元年度佐世保市教育委員会文化及びスポーツ表彰について
- ⑦佐世保市立図書館設置条例の施行期日を定める件について

⑧図書館開催のイベントについて

(6) その他

- ①②を秘密会とする件
- ②（議題）佐世保市学校再編基本方針（案）の件
- ③次回開催予定について

◆ 教育長報告

- 1月23日 佐世保市学校保健会懇親会
- 1月24日 令和2年度市町別教育長ヒヤリング（長崎県庁）
- 1月26日 青少年育成研修会・情報交換会
- 1月27日 ふれあい給食（佐世保市立広田小学校6年生）
第6回明社協運営委員会
- 1月28日 教育センター 教育フォーラム
- 1月29日 （市長表敬訪問）佐世保一島原ウルトラウォークラリー実行委員会
- 1月30日～31日 九州都市教育長協議会第2回理事会
- 1月31日 教育センター情報交換会
- 2月 3日 （教育長表敬訪問）佐世保青年会議所
佐世保市教育振興基本計画（第3期）策定検討委員会答申受領
- 2月 4日 文教厚生委員会協議会
佐世保明社協第2回理事会・新年会
- 2月 5日 （教育長表敬訪問）佐世保市立宮中学校（ロボコン）
- 2月 6日 第4回長崎県都市教育長協議会
- 2月 8日 第52回佐世保市郷土研究所公開発表会
- 2月 9日 社会教育フォーラム
- 2月12日～13日 広島県呉市視察（大規模災害被災地）
- 2月14日 前期教育委員会
（市長表敬訪問）日本競輪選手会長崎支部
第2回少年科学館運営委員会
令和元年度 長崎県青少年体験活動推進協会 第2回総会
海洋教育推進プロジェクト意見交換会
- 2月15日 佐世保市子ども期歯科保健研修会・懇親会
- 2月16日 佐世保市子ども会大会
- 2月17日 県へ要望（世知原少年自然の家）
「夏休みの友」の在り方 答申受領
- 2月18日 海上自衛隊佐世保教育隊第14期一般海曹候補生課程終業式
いじめ防止対策推進委員会
- 2月19日 市長と地区民児協会長との新年懇談会
- 2月20日 お守り刀展覧会 表彰式
佐世保市奨学生選考委員会
県北母と女性教職員の会 要望書受取
福井洞窟整備検討委員会情報交換会
- 2月21日 福井洞窟整備検討委員会
学校適応指導教室「あすなる教室」閉級式
- 2月22日 スポーツ少年団表彰式・交流会
- 2月23日 ふるさと伝統芸能祭
- 2月25日 3月定例会・常任委員会

【西本教育長】

どうもお疲れさまでございます。

3月定例市議会がございまして、その内容についても、後日ご説明するようになっていきます。代表質問と一般質問がございまして、それぞれが内容のある質問ではないかなというふうに思っております。

それでは、早速ですけれども、内容の(2)令和元年12月分の議事録確認ということで、お手元にもう既にお届けしてあるとおもいますけれども、内容についてご異議はございませんでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

それでは、そのように取り計らいたいと思います。

それでは、議題に入ります。①です。佐世保市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に関する意見聴取の件について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

総務課長。

【松尾総務課長】

資料のほうは事前に配付しておりました。右上に「事前配布資料1」と書いている資料をご準備いただけますでしょうか。1ページ目右上のほうに「議題①」と書いております。

2月の前期教育委員会の際に、島瀬美術館の管理を市長に委ねるという条例を議会に提出してよいか、その際の意見聴取の申し出が市長からございました。

これにつきましては、教育委員会会議にかけまして、意見なしということで回答したところです。今度は議会側から教育委員会の考えについて問われているものでございます。これに関しまして、「異議なし」ということで回答をしたいというのが事務局側の提案でございます。

条例の改正内容については、前期教育委員会と同内容になりますので説明は省かせていただきます。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

はい。ただいまの説明についてご質問、ご質疑ございませんでしょうか。ないようであればこないだの委員会で決めたとおりで。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

じゃあそのように決することで異議ございませんか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

次です。②です。佐世保市立中学校及び義務教育学校後期課程における文化部活動の方針の件について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

学校教育課長。

【陣内教育次長兼学校教育課長】

ちょうど1年前でございますが、運動部活動に関する方針というのを教育委員会会議でご承認をいただきまして、今年度からその方針に基づいた運動部活動が実施されているところでございます。一方で文化庁から「文化部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」というものを示されました。

また、そのガイドラインに基づきまして、「長崎県文化部活動のあり方に関するガイドライン」というものが長崎県教育委員会で策定されました。この二つのガイドラインに則りまして、本市におきましても文化部活動の方針を定め、令和2年度から運用を開始したいということでございます。

ガイドラインの全体につきましては、「事前配布資料2」のほうをご準備いただけますでしょうか。右肩に「事前配布資料2」と書いているものでございます。

これの1ページから全15ページまでに事細かくガイドラインはまとめさせていただいておりますが、15ページにわたりますので、「事前配布資料1」の7ページのほうに大まかなアウトラインをまとめさせていただいております。「事前配布資料1」の7ページでございます。ここを用いまして、中心に説明を申し上げたいと思います。

まず、この文化部活動の方針策定の趣旨といたしましては、中学校生徒にとって望ましい文化部活動を実施する、文化部活動自体を充実させたいというのが一つです。

それから、二つ目の趣旨としましては、部活動以外の放課後や休日の過ごし方、部活動だけをしていくってということではなくて、社会経験等含めまして部活動以外の放課後や休日の過ごし方まで含めたバランスのよい活動のあり方、また、スポーツ肘とかいった言葉もありますが、障がいと外傷の予防といった観点、また、生涯にわたって芸術、文化と親しむ基礎を形成したいといったような観点の二つになっております。

それから3点目は、ブラック学校、ブラック部活といった言葉が大変今よく言われるわけですが、学校における教職員の働き方改革の推進というのが三つ目の観点として用いながら策定をしたものでございます。

具体的な指針としましては、適切な休養及び活動時間等の設定ということで示してお

りますが、通常の学期中は週に2日の休養日を設定する。平日に少なくとも1日、また土曜日及び日曜日の週休日の少なくとも1日の2日は休養をとるということ。

それから、毎月第3日曜日が「家庭の日」ということで県の条例に定められておりますが、この日は部活動を実施しない日とするということ。大会等の参加によって土日に出場したりして活動する場合がありますが、そのような場合は休養日を他の日に振りかえて休養を確保するっていうことで精査をしていきたいと思っております。

また、長期休業の期間中は学期中に準ずるとともにプラスアルファということで、ある程度長期の休業期間、オフシーズンも設けるということ。

それから活動の時間でございますが、学期中の平日は2時間以内、週休日及び長期休業日は3時間以内として、短時間の中で合理的・効率的・効果的な活動を行うことを指導していきたいと思っております。

また、参加する大会の数でございますが、中学校文化連盟が主催する大会の参加は年間2回程度を目安と考えております。

また、ブラスバンド等地域の行事等にたくさんお声をかけていただくわけですが、これについては大会参加ではないのですが、生徒及び指導者の負担過重になっていないかを校長が精査をすることっていうことで定めています。

この方針の策定によりまして、各学校では「事前配布資料2」の13ページにありますようなそれぞれの学校ごとの文化活動に係る活動方針を定め、宣言をしまして14ページにありますような年間の活動計画を策定し、また15ページにありますような毎月の部活動ごとの練習計画を作成し、示していくことで休養日等を間違いなく設定しているか、負担がないような練習メニューとなっているか、そういうものを確認していくようにしております。

このような活動で学校現場のほうで動揺とか負担が新たに発生するっていう懸念がありますが、実は今年度から運動部活動が同じようなアウトラインで実施をしておりますので、既にほとんどの学校で文化部活動においても同じような運用をされておりますので、大きな動揺は今回はないのかなというところでございます。

このような形で文化部活動の方針を定めてよいか、ご審議のほうよろしく願いいたします。

以上でございます。

【西本教育長】

説明いただきましたが、委員の皆さんから何かご質疑等ございますでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

よろしいですか。

【陣内教育次長兼学校教育課長】

補足を1点させていただいてよろしいでしょうか。

ガイドラインとしては以上、ご審議いただいたような中身ですが、これは実効性あるものにしたいということで、令和2年度の予算のほうに文化部活動に関して二つの新たな予算を計上しております。

一つは外部指導者、今まで運動部活動については外部指導者に補助金を出していたのですが、文化部活動にはありませんでした。これを来年度新たに新設したいと思っております。

それから、もう一点は文化部活動の中でより充実させるために専門指導課、例えば教育長がチェロの指導に行かれるとか、オペラの方に来ていただくとか、大変専門的な技能をお持ちの方々をそれぞれの学校で年に何回か呼べるような形を今話しているところでございます。

以上でございます。

【西本教育長】

これは運動部活動と同じような取り扱いだと思いますが、運動部活動は昨年から取り組んでいます。何か運動部活動で、この取り扱いについての声がありますか。

【陣内教育次長兼学校教育課長】

関係団体のほうにも早目早目にアナウンスをしてご協力をいただいております。

また、全国的にもものすごく話題になっていて、当然というような風潮がありましたので、思ったような動揺はございませんでした。

ただやっぱり第三日曜日が家庭の日で原則大会をしないというルールがなかなか伝わってなくて、そもそも県民の皆さんが県の条例ご存じなくて。

一番心配していたのは、このようなルールがあって、この学校は守っていない、この学校はまもっているのにと不公平感が出ないとかって言うところですが、今のところ全校ホームページにいつが休みだという宣言を、全ての学校でしていますので、一定の公平性は保っているのかなと思っています。大きな不公平感っていうのは届いてないところです。

【西本教育長】

わかりました。

それでは、よろしゅうございますですね。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

ありがとうございます。

ということで、進めてまいりたいと思います。

次です。③です。佐世保市立小・中学校及び義務教育学校処務規則の一部改正の件です。事務局のほうから説明をお願いいたします。

学校教育課長。

【陣内教育次長兼学校教育課長】

同じく、「事前配布資料1」の8ページをお願いします。

この8ページから27ページにかけて、佐世保市小・中学校及び義務教育学校の処務規則の一部改正ということで提案をさせていただきます。実は、この中で各学校に子供たちの記録として備えなければならない指導要録の書式がこの規則に定められています。そのことで来年度からご案内のとおり学習指導要領が改定されまして、新しい教育課程に基づく指導が実施されます。それに基づいて指導要録の書式を変更する必要があることから今回その根拠となっております処務規則の一部改正をお諮りするということでございます。

変更の概要でございますが、8ページそれからそれぞれの書式につきましては18ページから載せておりますので、8ページと18ページは両方を使って具体的な内容についてご説明申し上げたいと思います。

まず、18ページでございますが、左側が改正前、右側が改正後でございます。右側の改正内容を四角で囲んでおりますが、「卒業」という欄のところに、下に「前期課程修了」の追記をいたしております。これにつきましては、実はこれを使う学校は2校しかありませんが、浅子小中学校と黒島小中学校が小学校6年生から中学校1年生にいくときに義務教育学校7年生ということになりまして、「卒業」という扱いになりません。ですから、「前期課程修了」という文言をつけ加えまして義務教育学校に対応するというものでございます。

それから、次の19ページからでございますが、19ページにつきましては変更箇所枠囲みがございません。全てが全面変更ということでございます。

変更の概要でございますが、実は各教科の評価の観点が変わりました。例えば国語ですと、改正前は関心・意欲・態度、それから話す力・聞く能力、書く能力、このような形で分かれておりましたが、今回から右側の改正後のところにありますように、知識・技能、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度、この3観点で全ての教科を評価していくことに学習要領が改定されました。評価欄の変更に基づきまして、書式が変わったものでございます。

それからもう一つ大きな変更になりましたのが、改正前には、指導に関する記録で一、二年生それから次のページは3年生、また次は4年生、その次は五、六年生ということで学年ごとに毎回1枚ずつ作成をする形でおりました。今回からは19ページ右側見ていただければわかるように国語でしたら国語の1年生、2年生、3年生、4年生、5年

生、6年生とありますように、この1枚で6年間を全て網羅して記録をとっていくという形に変更をされています。

23ページから以降は特別支援学級の子供さんたちの書式がそれぞれ障害種別ごとに掲載されているところでございます。

ちなみに、この書式につきましては文科省のほうから一旦雛形が出されました。その雛形に基づいて、県教委の推奨版を出されるわけですが、文科省の形と県教委の推奨版は全く変わらない書式でございました。今回の提案も、文科のもの、県教委のものと全く同じ書式です。

提案は以上でございます。

【西本教育長】

ただいまの説明につきまして委員の皆様から質疑ございますでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

よろしゅうございますか。

それでは、そのように改定をさせていただきたいと思います。

では、④です。第三次佐世保市子ども読書プランの件ということで、事務局から説明をお願いいたします。

社会教育課長。

【小田副理事兼社会教育課長】

資料は「事前配布資料1」の28ページでございます。

第三次計画を策定するに当たって、パブリックコメントを終えた上で、決定をしたいということで提案をいたしております。

提案内容としては、内容の議決とそれから名称を「第三次佐世保子ども読書プラン」、これ仮称でございましたので、これを正式名称としたいという提案でございます。前回、第二次までは、「読書大好き佐世保っ子プラン」というふうな名称を使っていましたが、もっとわかりやすく「佐世保市子ども読書プラン」というふうに変えたいと思っております。

11月に協議事項として提案して以降、パブリックコメントをとらせていただきました。パブリックコメントの結果は12月25日から1月24日という約1カ月とりました。次の29ページから32ページまでにかけて11件のご意見がございました。

総じていわゆる計画の内容を変更しないといけない、もしくは追加しないといけない、追記しないといけないというふうな項目はなく、多くはお話会であるとかブックスタート等の取り組みに対して評価・応援の意見であったり、それからカード名、図書の蔵書

面の部分でさらなる充実を願うというふうな要望的な意見というものがございました。ちょっとかいつまんで説明しますと、例えば、30ページにございます5番。交通手段がない方のために、図書を貸し出しができる場所を増やしてほしいというようなこと。この点については、図書館本館だけでなく公民館でも貸し出しできるような手段を、7地区公民館で行っていますので、そういうところをアナウンスしながらこれからも情報発信に努めていきたいということがございました。それから次の31ページの真ん中の欄、各地区公民館での読書の取り組み、近くの支所に図書室があるのは知っているのですが、暗くて古い感じが少し近寄りにくく、また利用したこともありませんという意見がございました。こちら公民館の図書室の読書環境については、やはりもっと充実をすべきだというふうな意味でのご意見がありました。

実際、多くの公民館で、狭かったり、暗かったりというような点が見受けられます。各館でいろんな工夫はしていますが、まだまだっていうふうなところがありますのでそこについてはこれからも改善したいと考えております。

それから、32ページの上の段、9番でございますが、こちらは読書に関してということとは違いますが、子供たちのメディアによる読書離れ、こういうことに対して危惧をされること、それから学力アップに対しては保護者、親の意識改革が必要だというふうな意見もありましたので、これについてはメディアに関する読書離れの深刻化はしておるといふふうなことを含めて読書の大切さというところは当然プランの中に書くようにしております。

以上11件のご意見がございました。

それから、プランそのものが「事前配布資料3」、こちらのほうが最終形の提案の部分でございます。前回、11月の定例教委でご提案したときから修正した部分が2件ありました。

1件は5ページ、こちら重点施策の数値目標に対する指摘というふうなところ、この表の中で二つの意見が出て元号の表示がない、今ここでは「H25」「H26」「H27」「R1」というふうになっております。これがただの数字しか入っていませんでしたので、元号入れました。

それから、(2)の「平日に本を全く読まない子どもの割合」、平成26年度の数字がこれが正しいのかどうかというふうなところがちょっとご意見があったんですけど、間違いのない状況でありましたのでこれをそのまま確定をさせております。

それから、29ページでございます。29ページの参考資料「子どもの読書傾向」という部分で、真ん中より下の部分でございますが、平成26年度の数値と令和元年の数値というものの比較表というふうなことでつくっております。これが11月の提示時点では平成25年度との比較でございました。これは第二次計画の最終年度の26年との比較というふうなことに改めたものでございます。

その他の変更はいたしておりませんが、私ども事務局では第三次子ども読書プランにつきまして関係機関、社会教育部、それから図書館協議会、それから公民館運営審議会、こちらのほうでご意見をいただきながら策定をまいりました。

以上でございます。

【西本教育長】

ただいまの説明について何かご質疑等ございますでしょうか。

5ページの数字を見ると、あんまりいい数字ではありませんね。また、29ページの好き、嫌いという数字もどうでしょうか。学校図書の貸し出し冊数は増えている分図書館の貸し出し冊数が減っているというか、横ばいの状態。平成25年に比べると2万冊ぐらい減っているの、学校図書がだんだん充実してきたっていうのもあるのかもしれないですけどね。たしかに学校、市立図書館を合わせたの標準冊数は、徐々に増えてきているので、学校の図書館の冊数が充実はしてきているのかなと。好きとか嫌いとかっていう意識調査があんまりよくないなという感じがしますよね。

【萩原委員】

貸出表を見ると小学生ってたくさん本を借りるのですね。中学生になるとがぐっと下がっているのですね。

【西本教育長】

本の中身もありますからね。

【萩原委員】

中学校になると少し太くなる。

【西本教育長】

字も小さくなって、中身も高度になってくるのでね。

【萩原委員】

それでも中学生で年間10冊って少ないですよ。

【合田委員】

少ないですね。

【中島教育長職務代理者】

学校図書についてちょっといいですか。

整備状況というのは、学校の図書館の本の数だけ判断できないと思っています。例えば、28ページの4-2に示してあるように、文科省が示している学級数によって規定してある標準冊数をクリアしている本市の学校は、30年度で小学校30.4%、中学校は23.1%です。当時の全国平均は小学校66%、中学校50%位ですから、大きく下回っています。

しかしながら、この数は24年度にバーコードのシステムを入れた反動といいますか、結局それまで図書台帳とカードを見ての手作業でしていたので、学校によって差もあったと思いますが、なかなか学校で廃棄処理や廃棄処分ができなくてそのまま放置されて眠っている図書を多量に廃棄できた成果でもあったと考えられます。

ただ、それまで図書を廃棄してなかったというのは処理の煩わしさというよりも、この標準図書数の規定があるので、新規の購入図書数を上回る数を廃棄するとそれをどんどん下がってしまうわけですね。標準冊数を大きく下回ってしまうのは好ましくないということで、学校としてはあんまり積極的にやってなかったというのが実情です。

ところが、このシステムが入ったところで、やっぱり全く使っていない図書は整理しようねってということで。25年だから僕も学校にいたときに学校司書らと3人で夏休み等にどんどん5,000冊ぐらい廃棄したんですよ。

ところがそれをやることによって標準冊数に対する達成率は、60%から20%ぐらいになった。多くの学校がそれでやったもんですから佐世保市の学校はこのシステムを導入した1年後、2年後に冊数は劇的に下がったんですよ。

だから、あまりこの標準というのを出し過ぎると、結局本来廃棄して新しい有益な図書をどんどん入れるっていうのが、限られた空間でするのでなかなかできないという側面もあります。

本市の24年度前の平均達成率はい小・中あわせて40%位です。

したがって、令和6年度の目標値は、24年にシステム入れた経緯やこれまでの全国平均の年2%の増加率等から、小学校は42%、中学校は35%位が現実的ではないでしょうか。

ちょっとまた手を煩わせますけども、そういった形で設定したほうが、先々ずっと実現可能な目標としてその数字を追いかけていくことになりますので、ここで一旦整理したほうがいいかなというのが一つ。

それともう一つ、上の真ん中のところでちょっと気になる文章表現があって、学校運営調査のちょうど中ほどの下のところで、整備状況としての次の文章なんですけど、「令和6年度までの予算額が維持できると仮定し」、云々という言葉なんですけども、これはあくまでもこちらの事務局側の判断基準であって、これは対外的に出す文章としてはどうなのかって感じています。

【西本教育長】

(4)の①でお金があれば、財政が許せばという前提はいらんじゃなかとか。

【中島教育長職務代理者】

前提があるでしょうけど、ここに文言として載せるのはどうなのかな。

【小田副理事兼社会教育課長】

財ご指摘のとおりだと思いますので、検討したいと思います。

それから、先ほどからお話いただいております図書の標準冊数については、第一次計画、いわゆるバーコードのときに、検証する前の数字をちょっと持たないんですけども、おそらく40%程度であった。やった直後、平成25年度の実績としては小学校が19.1%、中学校が14.8%ということですので、この5年間で割合は倍ぐらい伸ばしているという状況があるので、新たに図書を入れて充実をもう一度かけ直してきたというふうな状況というのはあるのかなというふうに話の中ではちょっとあります。

【中島教育長職務代理者】

逆算していけば令和6年の達成率が出るんじゃないですか。さっき言われた数値を入れたら。

【小田副理事兼社会教育課長】

第二期の計画のときに策定したときの目標値が40%だったんですね。このときに書いてある文言も同じだったわけです。24年度よりシステム導入前の図書標準達成校の割合を目標、要はそこまでは戻したいんだってというふうなところが目標になっている。それが40%という意味合いになったようなんです。

【合田委員】

背表紙も外れてぼろぼろなものも冊数として数えたからですね。

【中島教育長職務代理者】

数値云々よりも廃棄すべきは廃棄すべきだと思うんですね。逆に文化的じゃないと思うんですよ。

【合田委員】

そう思います。

【中島教育長職務代理者】

本としての役割を完全に終わってしまってほとんど触ってないよなっていうのが残っているというのがどうなのかなっていう気がするので、大事に使うというのは別だと思うんですね。

【合田委員】

そうですね。

【西本教育長】

ほかには。

【合田委員】

プランとして立派なものが出ていますよね。これは当たり前のことですが、プランを出して終わりではなくって、課題をクリアするため、これが大切だと思うんですよ。例えばですね、子供と本をつなぐ重点施策で家読ですね、家庭での読書の推進ということで星印もついているし最初に出ていますが、例えば今年度の家読に関する広報も遅れていますよね。私たちにも通知がきてない。だから、プランと現実があまりにもかけ離れているので、今回またプランが策定されるわけなので、これをきちんとクリアできるように私たち自身も自省を込めて、実現できるようにしていくことが大事かなとプランを見て思った次第です。飾りだけにならないようにということで。

【小田副理事兼社会教育課長】

頑張ってまいりたいと思います。家読に関してもこの取り組みをどうやって地道に啓発していくのかっていういろんな施策、対応策があると思います。本年も家読講演会を2月29日に予定していますけれども周知が遅いといった状況もありますので、施策の充実に努めてまいりたいと思っております。

【合田委員】

お願いします。

【西本教育長】

ほかにございませんか。よろしゅうございますか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

それでは、以上で④は終わったということでよろしくお願いします。

⑤の佐世保市博物館島瀬美術センター臨時開館の件です。

館長。

【安田島瀬美術センター館長】

それでは、「事前配布資料1」をごらんください。ページは33ページ、議題⑤になります。

島瀬美術センターの臨時開館の件です。今回、佐世保市が主催する「侍う展～日本の伝統文化とサブカルチャーのコラボ～」の開催に伴い、開館日を設定することを提案いたします。

臨時開館日としては、ゴールデンウィークです。4月28日火曜日、そして5月5日の火曜日、この二日間になります。提案理由としてはゴールデンウィーク期間中での

で、展覧会を多くの方々にごらんいただきたいというのが理由でございます。

この侍展の企画内容につきまして、ページ数が35ページからになります。侍展、日本の伝統文化とサブカルチャーのコラボという展覧会です。

36ページのほうに詳細を書いております。展覧会は、4月25日土曜日から5月6日水曜日祝日までというふうになっております。会場が島瀬美術センターの3階と2階、展覧会の観覧料は無料です。

この内容につきましては、この展覧会は侍をテーマとした展覧会です。私どもの収蔵庫に保管してあった日本刀を展示したことで「日本刀展～鉄が生みだす美の世界～」という展覧会を一昨年、そして昨年は漫画とのコラボですけれども、「エヴァンゲリオンと日本刀展」、これがきっかけとなりまして全日本刀匠会と交流を持つことができ、今まさに「お守り刀展」を開催中ですが、そのつながりがありまして熊本県の錦町というところが、海軍の人吉市の錦町の町立の人吉海軍航空基地資料館というのがあるんですが、そういった絡みがありまして、錦町がトウゲンですとか戦いの道具を収蔵している資料館があるということで、島瀬美術センターが佐世保の＝ ＝関連でそういったかわりがあるということで興味を持ってくださって、ぜひ佐世保で展覧会を一緒にやりたいという、そういったご相談があったことから、今回の展覧会は開催する運びとなったものです。

展覧会の中身は昔と今とでご紹介していくんですが、昔の作品としては島瀬美術センター収蔵の日本刀とか銃、火縄銃とかそういったものを展示します。ほかにも錦町が持っている道具類もありますし、そして今の作品としては漫画のDRIFTERS、武装少女マキャヴェリズム、無尽といった漫画の原画資料、そういったものを展示して全部で約200点という多い展示の量になります。

この展覧会をすることで若い方はもちろんのこと、普段島瀬美術センターを訪れたことがないような客層、男性であるとかなかなか来ることができなかつたような客層にも広く呼びかけて、そして多くの方々が島瀬美術センターの刀に興味を持っていただく、こういったものがあるんだというように興味を持っていただく、あるいは島瀬美術センターがあるんだということを熊本の人たちや市外、県外の方にも周知していただく、そういったことを目的とする展覧会です。

ゴールデンウィーク期間中ですのでぜひゴールデンウィーク火曜日にも開けて皆さんに見ていただきたいと思っております。

提案でございます。以上よろしく申し上げます。

【西本教育長】

侍展に伴う島瀬美術センターの臨時開館ということになっております。内容についてご質疑等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

では、そのように取り計らいたいと思います。

以上をもって議題のほうは全て終わりました。

次に（４）協議事項です。①佐世保市立図書館運営方針の策定についてということで事務局のほうから説明お願いいたします。

図書館長。

【坂口図書館長】

資料のほうは「事前配布資料４」でございます。佐世保市立図書館運営方針の策定について、この方針については、今回新たに策定し、ご協議をお願いするものでございます。

資料の１０ページをまずお開きください。

１０ページのほうに図書館法がございます。文部科学大臣は、「図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表する」とあります。下の四角囲みが図書館の設置及び運営上望ましい基準となります。その中で第２市町村立図書館の１管理運営の中に基本的運営方針及び事業計画とございます。①としまして、市町村立図書館は、「基本的運営方針を策定し、公表するよう努める」、②です。「基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定」それから「事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表する」となっております。

それから中段から下になります。（２）運営の状況に関する点検及び評価です。「市町村立図書館は、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、自ら点検及び評価を行う」、それから、②につきましては、「図書館協議会の活用その他の方法により、関係者・第三者による評価を行う」、③としまして、その結果に基づいて、改善するために必要な措置を講ずる。それから④、それらの内容について、インターネットで活用し、積極的に公表するというふうな基準がございます。これに基づきまして今回運営方針を策定することとしております。

それでは、２ページをごらんください。

策定の趣旨でございます。先ほどの望ましい基準に基づきまして、図書館の果たすべき機能と役割、運営の方向性を明確にするため策定をするものです。

次に、位置づけについてでございますが、第７次佐世保市総合計画及び第３次佐世保市教育振興基本計画を上位計画とし、これらの基本的な考え方を踏まえ、網羅的に策定をするものです。

上位計画である総合計画や教育振興基本計画の見直しなどにより必要な場合は、適宜見直しを行うことといたします。

次に、３、基本的運営方針についてでございます。

「図書館は、市民の自主的な学習支援し、課題解決する地域の情報拠点、次世代を担

う子どもたちをはじめとするすべての市民の豊かな読書活動の拠点としての取組みを推進」いたします。「また、市民に親しまれ、人が交流する拠点施設としての役割も期待されています」。

これらのことを踏まえまして、基本理念といたしまして「知に出会い、人が集い、学べる図書館～市民とともに育つ図書館～」を基本理念に掲げまして、それを支える三つの基本目標のもと取組みを進めてまいります。

一つ目が、「多様な情報を提供・発信する図書館」です。

それから、二つ目が「心豊かな人生を応援する図書館」です。

三つ目が「学びを支援する図書館」です。

3ページをお願いいたします。

その基本目標のまず一つ目ですけれども、中段になります。基本目標1につきましては、生涯学習の拠点として市民が学ぶ環境を整備するとともに、図書館のネットワークを活用した迅速な資料提供に努めるものです。

取組み指針として、6項目を掲げております。

一つ目が、資料の収集、保存、提供等の充実となっております。

それから、4ページをお願いいたします。

二つ目が、図書館システムを活用したサービスの向上です。

三つ目が、多様な学習機会の提供。

四つ目が多様な情報媒体を活用した情報の発信。

5番目が多様な学習席の提供。

6番目が広域にわたる市民に対するサービスの充実。

次に、基本目標2といたしまして、生涯学習の支援ということで、「すべての市民が生涯を通じて自ら考え学ぶことができるように、多種多様な資料を充実させ、活動の機会を提供」していきたいと考えております。

そのために、取組み指針として八つの項目を掲げています。

一つは、乳幼児サービス。

二つ目が児童サービス及びヤングアダルトサービス。

三つ目が子育て世代へのサービス。

5ページ目をお願いいたします。

四つ目がシニアサービス。

五つ目がバリアフリーサービス。

六つ目が多言語多文化サービス。

七つ目が読み語りボランティアの育成・支援。

八つ目が学校との連携となっております。

三つ目の基本目標といたしまして、「学びを支援する図書館」ということで、利用者の課題を解決するお手伝いをするということと、それから郷土に関して郷土資料を活用して地域の魅力や文化を発信していきたいと考えております。

取組み指針として、五つの項目を掲げております。

一つ目が、レファレンスサービスです。
それから、二つ目が情報リテラシー向上支援サービス。
6 ページ目をお願いいたします。
三つ目が郷土に関する資料・情報等を活用した支援。
それから四つ目に読書活動等への支援。
五つ目に専門職員の配置及び育成。

以上三つの柱で掲げた取組を推進するとともに、システムやサービスのあり方の見直しを行いながら限られた図書館資源を有効活用しながら市民とともに歩む図書館づくりを目指したいと考えております。

次に、指標と目標値についてでございます。

図書館につきましては、最上位の計画になります総合計画におきまして「生涯学習拠点施設の利用者数」をKPI重要業績評価指数として掲げておりまして、その現状の利用者数を維持していく形で目標値の進捗管理を行っていきたいと考えています。

最後に、各年度の事業計画についてですが、この運営方針を踏まえた上で、事業年度ごとに事業計画を策定いたします。事業計画につきましては一般室、利用室、郷土資料室といった図書館の部屋ごとに主要事業を掲げ、進めていきたいと考えています。

各年度の事業計画の実施後につきましては、自己点検、自己評価を行うとともに市民の皆様や図書館協議会に評価を行っていただきます。それからご意見を踏まえて必要な改善を行い、次年度の事業計画に反映させて対応したいと考えております。

簡単ではございますが、以上お願いします。

【西本教育長】

ただいま、図書館の運営方針について説明がありました。このようにつくってよろしいかということになるかと思いますが、委員の皆様から何かご質疑等ございますでしょうか。

今までなかったものでございまして、何もないというところで一応努力義務の中の方針を立てるということになっておりますので、このように立てるということでございます。よろしゅうございますか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

ありがとうございます。

では、そのように取り計らいたいと思います。

次です。報告事項です。まず、①、②続けて説明をしていただきたいと思います。令和元年度補正予算（11号）、それから令和2年度補正予算（1号）について、説明を事務局からお願いをいたします。

総務課長。

【松尾総務課長】

資料は右上のほうに「当日配布①」と書いたものでございます。本日机の上に置かせていただいております。

報告事項①と②合わせて説明をいたします。

1枚開いていただきまして1ページ、もう既に3月の定例市議会が始まっております。3月定例市議会には補正予算を提出しております、実はきのうが文教厚生委員会の常任委員会が開かれ、予算の説明をしたところです。

内容としましては就学援助費の増額等の予算を提出したところでございますけれども、これはそれとは別に国が年末、年明け早々、1次補正を組みましたので、それに伴いまして急遽予算を上げることにしたものでございます。通常予算につきましては議題として挙げてご審議をさせていただいておりますが、今回報告したものは、実は市長部局との調整がまだ終わっておりません、最終的な予算の案となっております。今回案として、要求額ベースとして説明をさせていただいた上で、3月6日に追加上程する予定でありますので、それまでに決まった予算案のほうをおそらく自宅に伺い直接ご説明するとかして最終的な決定しようと考えておるところでございます。

1枚開いていただきまして、今説明しましたように1ページ目の歳入につきましては国庫補助金ですので、2枚目から説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、一番上にあります小学校費の学校管理費のうち、一般施設改修費としているものは、トイレの洋式化でございます。今回国の1次補正のポイントといたしましては、国土強靱化、災害に強い国づくりということになっておりますので、学校が避難所になった場合を想定いたしまして、車椅子等でも利用ができる多目的トイレのほうを整備したいというふうに思います。今回予算を計上しているものが全て執行して整備が終わりますと、浅子小・中学校だけはちょっと物理的な問題がありまして、技術的検証が必要なので、整備ができませんが、それ以外の全ての学校に多目的トイレが整備される状況になります。1日でも早くということで、令和2年度の当初予算に計上していましたが、それを前倒すという形で令和元年度の補正予算で組ませていただきたいというふうに思います。

次の大規模改造につきましては、内容は外壁改修でございます。これも地震等があった場合に外壁剥離落下するっていう事故を恐れて、補正予算の対象になりましたので計上させていただくものでございます。これにつきましても令和2年度の当初予算に計上しておりました分を前倒しして計上し、少しでも早く事業のほう進めたいというふうに思っております。

それともう一つ、エアコンも計上させていただきます。エアコンも先ほど申しましたように避難所としての機能ということで補助の対象になっておりますが、実はエアコンは別の事情がありまして、4月1日現在の特別支援教室の見込み、新設の見込みが当初予算を要求する時点よりも増えてしまいまして、今、設置する費用が不足している事情が

ございました。そういうのもありまして、避難所と関係ない部分もエアコンを設置するんですけれど、たまたま補助の対象になりましたので今回計上させていただくということでございます。

ちょっと飛びますけれども、7ページをお開きください。

先ほど来説明しておりますように、国の1次補正に伴いまして令和2年度予算に計上していたものを令和元年度予算に前倒しするっていう処理をさせていただきます。令和元年度の補正予算と令和2年度の当初予算がダブルカウントになるものですから、令和2年度予算のほうで減額をさせていただくということでございます。ただし、先ほど説明しましたエアコンについては令和2年度当初予算に計上しておりませんので、それは減額しないということで今回補正の要求をさせていただいているものでございます。

3ページ以降、国の補正予算の資料をつけておりますので、参考にござらんいただければと思いますが、4ページをお開きください。

下のほうの「その他（留意事項）」の欄でございますけれども、今回の補正予算というのは国土強靱化計画の策定状況というふうにありますように、災害等を想定したものに対して補助がつくものでございます。

説明は以上です。

【西本教育長】

ただいま、①、②令和元年度補正予算と令和2年度補正予算について概要の説明がありましたけれども、委員の皆さんからご質疑等ありますでしょうか。

ちょっとわかりにくいところもあるんですけど、要は国の補正予算が急遽つきましたので前倒しで実施をさせていただきたいというのが一つと、それに伴って2年度の予算の手直しをするということでございます。いずれも多目的トイレも空調もそれから外壁改修も我々も急いでやらないといけないと思っていましたので、そういった形でなるべく早く取りかかりたいというふうに思っております。

それでは、3番目です。市立学校の空調設備の整備についてということで、ご説明をお願いいたします。

総務課長。

【松尾総務課長】

資料につきましては、同じく当日「配布資料1」の8ページをござらんください。右上のほうに「報告事項③」というふうに記載しております。

市立学校のエアコン設置についてです。中央部分をござらんください。2月末までの全体工事が100%完了の見込みでございます。進捗率も100%ということで、今月の中旬、もうそろそろ検査のほうに入る予定でおります。検査が終了すれば引き渡しということで3月末までにエアコンの設置が完了するということになっております。

9ページにつきましては、学校ごとの進捗状況を載せておりますのでご参考いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

空調の設置状況です。よろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

次に、④平成28年度包括外部監査結果に対する措置状況等についてということで当局から説明をお願いいたします。

総務課長。

【松尾総務課長】

資料は同じ「当日配布①」の14ページをお開きいただけますでしょうか。右上のほうに「報告事項④」というふうに記載しております。

平成28年度に実施いたしました包括外部監査で幾つかの指摘を受けております。テーマが二つ設定されておまして、一つがいじめに関する問題、二つ目が市職員の働き方に関する問題でございます。

いじめに関しましては、さまざまな指摘がありましたけれども、平成29年の6月議会で実施状況について報告をいたしているものでございます。今回、指摘に対する措置状況を報告するのはテーマ二つ目の市職員の働き方改革、働き方に対する指摘のうち2件でございます。

1枚めくっていただきまして15ページをごらんください。

平成28年に実施されました包括外部監査のほうで、市職員の労働時間についてきちんと把握をするようにというふうに指摘をいただきました。今ごらんいただいている表の左側が実際の指摘の文章でございます。

これにつきまして、実は学校では、ICカードとリコーダーを導入いたしまして、昨年の9月から勤務状況の把握をしているところでございます。市職員についてはシステムの開発にちょっと時間がかかっておまして実施できていませんでしたが、今回、パソコンのログイン・ログアウトの時間を記録することによって一人一人の職員の勤務時間を把握するというので、システムの開発が3月に完了いたしますので、実施することになりました。

この措置状況につきましては、今度の定例市議会の常任委員会、3月9日に開催される常任委員会で、議会にも報告をした上で、さらに監査委員会にも措置状況を報告する予定であります。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

ただいま説明がありましたけれども、内容についてご質疑等ございますでしょうか。

【内海委員】

パソコンのログオン・ログオフ、要するにスイッチ入れる、スイッチ切るということが仕事始め・仕事終わりっていうことですか。

【西本教育長】

総務課長。

【松尾総務課長】

ほとんどの職員はそれで勤務の仕事始め・仕事終わりを把握できることになります。しかし、一部ログインせずに外勤に出るとかいう職員も確かにおります。そういった職員は所属長が確認をして修正を行うというふうに考えています。

【内海委員】

じゃあ帰るときスイッチを切った。仕事があるからパソコンは使わないけれども事務で仕事するっていうのは構わない。それは別に。

【西本教育長】

総務課長。

【松尾総務課長】

そこまで厳密に確認をするかどうかっていうのはわかりませんが、そういうことが常態的に起きるようであれば先ほども言いましたように所属課長のほうで確認をするだろうと思います。

【内海委員】

残っていても、コンピュータを先に切ればいいわけですね。

【西本教育長】

それはサービス残業になるのでよいこととは思えませんね。

【内海委員】

職員には自己啓発をしていただいて。

【西本教育長】

この件についてよろしゅうございますか。

では、次の案件にまいりたいと思います。教育課程の特例校について。
学校教育課長。

【陣内教育次長兼学校教育課長】

事前「配布資料5」の1ページをお願いいたします。

教育課程の特例校ということではなかなか耳慣れない言葉だと思えますが、小・中学校の教育課程につきましては、日本全国の学校の義務教育の機会均等及び教育水準の維持を図るために文部科学省がその基準を定めるということになっております。よくお耳にされます学習指導要領というものが全国の義務教育学校の教育課程の基準でございます。

なお、この学習指導要領によらないそれぞれの学校やそれぞれの地域の特色を生かした特別の教育課程を編成する学校のことを教育課程の特例校という呼び方をいたします。

この教育課程特例校の指定については二つの形態が存しますが、1ページの1番の趣旨のほうの(1)というところと(2)というところでございますが、文部科学省が直接審査、指定をするという特例校、それが(1)でございますが、もう一つ(2)というのは設置者の判断で活用可能な特例校というのがございます。

もともとは(1)しかなかったんですが、(2)につきましては、平成28年度に学校教育法の一部改正が行われまして、実はこのときに一貫型学校と義務教育学校が公的に打ち出されたわけでございますが、義務教育学校及び一貫型学校に関しましては、設置者の判断によって教育課程の特例校が指定できるというものがございます。これが(2)ということです。

今回、この特例校の指定につきましては、まず2ページ、「事前配布資料5」の2ページでございますが、宇久小学校・宇久中学校におきまして、先ほどの(1)の形、文部科学省に申請をする形の特例校の申請を今いたしております。

特例の概要でございますが、小・中学校に「宇久・実践」という特別な教科領域を編成するというものでございます。この「宇久・実践」の詳細につきましては、「当日配布①」の27、29にありますように、27のほうが郷土愛を育成するということと、それから28ページがコミュニケーション能力を育成するということ、それから29ページがゆめ部会、これはキャリア教育に当たるところなんですが、それを育成するということで、島の子供たちですので、郷土を愛する心、それから限られた人間関係の中でコミュニケーションをとることが多いですのでコミュニケーションを語る力を伸長するということ、それから自分の将来の進路について自己実現を図っていく力が必要だろうということで新たに編成した領域をするということでございます。これを今文部科学省のほうに特例校ということで申請をしているところでございます。

それから、「事前配布資料5」の1ページでございますが、このほかに1ページの中ほどでございますが、金比良小学校において、英語科の特例で進めたいと思っております。ご案内のとおり、来年度から学習指導要領が全面改訂されまして今、五、六年生の外国語活動が三、四年生に下りてくるわけでございますが、金比良小学校におきまして

は一、二年生から英語活動を実施する特例でございます。

それから、その下のほうが黒島小・中学校でございますが、ここにつきましては同じく「事前配布資料5」の中の12ページ、「ふるさと黒島学」という新たな領域を編成するというものでございます。これは生活科、特別活動、総合的な学習の時間を減じてふるさと黒島について学び、いろいろ楽しそうですが黒島の人々の暮らしとかお魚祭り体験とかシーカヤック体験とか世界遺産になっております潜伏キリシタンの学習をしたり、それから観光パンフレットづくりをしてみたりといった黒島ならではの黒島学をしていくというものでございます。

なお、金比良小学校と黒島小・中学校につきましては一貫型学校及び義務教育学校になりますので設置者であります佐世保市教育委員会で認可することができますので、認可という形で進めていきたいと考えております。

以上、三つの学校の教育課程の特例校についてのご報告でございます。以上でございます。

【西本教育長】

ただいまの説明について、委員のほうから何かご質問ございますでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

これ何のメリットがあるんですか。特例に選ばれると。

【陣内教育次長兼学校教育課長】

先ほど申したように、教育の全国的な機会均等、水準維持ということで、平たく全国津々浦々こういったものが一番望ましいのではないかっていうスタンダードで示されているのが学習指導要領です。それぞれの地域の特色によって、うちはここよりもここを重くするべきだろうとか、この地域の子供たちにはこういった能力があれば助かるとにねという少々オーダーメイドのところを実施校になっていくということです。

【西本教育長】

例えば、年間の授業時間数とかどれぐらいでしょう。予算が余計つくとかさ、わざわざ手を挙げて何ていうメリットがないなら。例えば、最終的には研究発表とか事業実績とか報告せんばいかんとでしょう。

学校教育課長。

【陣内教育次長兼学校教育課長】

予算的なメリット等は国としては全く考えられておりません。義務教育の予算に関し

て人件費は国・県が、それから普通の運営経費は設置者がということになっておりますので一切管理されておられません。

ただ、研究発表ということもないんですが、定期的に特例校の中でこのような教育課程を実施したという報告は文科のほうに上げて、それを受けて継続審査をされていくという形になります。

【西本教育長】

先生の負担にはならないですか。

学校教育課長。

【陣内教育次長兼学校教育課長】

時間数を新たに増やすというものはまずありません。生活科とか総合とかを減じて別のほうにシフトするという形です。変更したりすることもありますので、一定のある程度の範囲の中ではやっていかなければならない。一部を入れかえるような形。

【西本教育長】

やっぱりそうすると、その学校の資質が上がってくる。そういったことをおそらく目標にされているんだろうと思うんですけれども、では、例えばなぜみんなの学校これをしていないんですかっていう。何か制限があるとか。特例校に選ばれたらメリットというのは変な意味ですけど、よくやれましたねという何か子供たちとすればほめてやらないといけないし、学校の取り組みとしたら評価をしてあげないといけないと思うんですけれど、そういうことであれば皆さんが手を挙げてくるんじゃないかなと気もするんですけど、そうならないのはなぜかなって。

学校教育課長。

【陣内教育次長兼学校教育課長】

文科省がしめしているのは、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数を減じて、その減じる時数を当該教科などの内容を代替えすることのできる内容の授業時数に充てることができるという言い方なんですね。だからメリットってというのは、各学校が自分の学校の子供たちに身につけさせたい資質や能力をオーダーメイドで身につけさせることができる、そこがメリットであろうと思います。

なぜよそがせんとか、一貫型とか義務教育学校ですと設置者が審査してできますが、国に上げるとしたらそれなりの計画書等がかなり必要になりますのでそこは一定大変だろうと思います。

実は僕が最初の担当だったんです。平成19年でした。初めてこの制度ができたときの担当だったんですけど、明日の何時までにこれば出してとかつくってやったら向こうからの返事が夜中の3時に来て、また翌朝出してっていうようなことをしておりました。やっぱり煩雑さ、負担は大きいのかと思います。

【中島教育長職務代理者】

どこでも、やっているところは皆さん苦勞されていると思います。本来、学習指導要
が国のスタンダードです。運用上の課題等も多く実際は大変です。ただ、それに替わる
特別な地域素材があって、その地域に密着した、特別な価値を子ども達に学習させたい
という意図があってのことだと思います。その学校でしか習得できない体験や新たな
発見、そして独自のふるさと学習とかがあるからでしょう。やりようによっては、そこ
の子ども達にしか得られない教育効果が期待できます。実際これまでやられている学校
を見てきてすごくいいと感じました。教師の負担が増えることもあるでしょうが、こう
いった特別な経験は教員の資質向上という点でもすごく大きいと思います。

ただ、特例校は長崎県でもそんな増えていません。増えないというのはやっぱりどこも
ここもはできる条件というのか、素材がないと思うんですよ。特色のある環境等がない
と難しいので、全国の中でも街の中でやっている学校は、ほとんどないのが現状です。
周辺部の独自の文化とか地域、素材を持っている学校が有益的に取り組みやすいじゃな
いでしょうか。やろうと思ったらできるんでしょうけれども、実際いろんな申請や審査
等でなかなか難しいところもあるでしょうね。

いずれにせよ、子ども達や教員にもとても有益であることは僕も感覚的にはすごくわか
ります。ただ、数値にあらわれるメリットや成果が見えにくいというのも、大変なところ
かなとも思います。

【萩原委員】

金比良小学校が選ばれたっていうのは、やっぱり佐世保の外人基地があるっていうそ
ういうのに近いっていう意味ですか。

【西本教育長】

学校教育課長。

【陣内教育次長兼学校教育課長】

委員さんご指摘のとおりです。近くにダービースクールもありまして、ダービーとの
交流等もしております、それから英語のモデル校としての研究ももう10年近いです
よね。そういった下地があるものです。

【萩原委員】

わかりました。

【内海委員】

私も教育委員残り2年を切ってしまったので、黒島の資料5の12ページの「ふるさと
と黒島学」年間カリキュラム、すごいわくわくしながら見ていたんですけども、学校訪

問じゃなくて視察研修という形でぜひ見学したいなというのがすごく思いましたので、来年いっぱいまでの間に計画を組んでいただきたい。だめだったら個人で行きますので。

【西本教育長】

学校教育課長。

【陣内教育次長兼学校教育課長】

実は今年度から土曜日授業と長期休業の授業を規制緩和をしたんですが、黒島のほうが早速今年夏休みにふるさと黒島学をするために夏休み授業をしたいということになっておりまして、やっぱり観光客が多くて、それから夏が一番魅力が伝えやすい、コマースシャルをつくるのにもしやすい、観光客のリサーチ調査するのもしやすい。何かこがんふうにそれぞれの地域の特徴を生かしてやっていくのがカリキュラムマネジメントなのかなという気がしています。ぜひ今年。

【内海委員】

「黒島のCMを作ろう」というのが目に入って、実はうちの会社ドローン教室を始めて、義理の息子がプロのカメラマンでドローンを無料でつくることは可能でございますので、ちょっと頭にだけ入れとっていただければ。おもしろいです。

【西本教育長】

ほかになれば次に進みたいと思います。

次です。6番目、令和元年度佐世保市教育委員会文化及びスポーツ表彰についてということで説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長。

【嶋田スポーツ振興課長】

資料は「当日配布①」の最後、30ページをお開きください。

皆様にもご案内差しあげておったんですけど、3月7日にコミュニティセンターの5回で文化及びスポーツ表彰式を行うこととしておりました。受賞者数につきましては中ほどにありますが、文化、スポーツ、それぞれ功労、優秀奨励賞あわせまして241名の個人、団体が受賞されることとなっております。一番下に四角枠で書いてありますが、新型コロナウイルス感染症の感染防止、拡大防止並びに式に参加する出場者及び関係者の健康・安全面を第一に考えて、表彰式のほうを中止することとしたところでございます。

なお、本日市の方針を夕方には示されるってということで聞いておりまして、佐世保市のほうでも本市が主催するイベント等は当分の間屋内外を問わず各部局において中止または延期を検討するよう通知するというので、全庁的に方針が示されました。残念ではございますが中止とさせていただきます。241名としておりますが、これに親御さ

ん、おじいちゃん、おばあちゃんもついてもみえたりされますので、実際は500名以上の方がコミセンホールに集われます。いつも立ち見が出るような状況でございます。あと表彰、盾につきましてはそれぞれ受賞者の方に小・中学校連絡便であったりとか、あとは郵送等でお渡ししたいと考えております。

以上でございます。

【西本教育長】

ただいまの説明について、ご質疑等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

次です。佐世保市立図書館設置条例の施行期日を定める件について説明をお願いいたします。

図書館長。

【坂口図書館長】

資料は「事前配布資料5」の⑦でございます。18ページをお願いいたします。

図書館の報告事項2点でございます。

図書館設置条例の施行期日を定める件についてと、図書館開催のイベント、第12回英語deキッズです。

19ページをお願いいたします。

今年3月定例市議会に上程します図書館駐車場の指定管理者の指定の議案にあわせまして、条例の未施行箇所の施行期日を定めるものです。佐世保市立図書館設置条例につきましては、31年3月20日に公布しております。

指定管理者の選定に関する規定につきましては、公布の日から施行しております。それに基づきまして今年度指定管理者の選定に入っております。

その選定に基づきまして、今後規則で定める駐車場及び駐車料金それから指定管理者の業務に関しましては規則で定める日から施行を行っております。規則で定める日を令和2年4月1日から、指定管理者の指定の期間の開始日に合わせております。これは本年度が指定管理者の選定のほうに入っております、来年、再来年のほうにかけまして実施、施行というふうな形になりますので令和4年4月1日からの指定管理となっております。図書館につきましては、規則の中で駐車場と駐車料金に関する規定につきましては第5条から第12条及び第18条の中で駐車料金に関する規定を設けております。

それから、指定管理の業務に関する規定につきましては第13条、第16条、第18条、第19条、第20条に条文を設けております。この条文につきましては、規則で定める日、

4月1日からというふうなことで施行期日を定めるものでございます。

7番については以上でございます。

【西本教育長】

ただいま説明がありました図書館設置条例です。駐車場の指定管理者を選ぶもので、指定管理者は先に決まりますけれども、料金徴収についてはまた後ほどという形になっております。よろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

次に、図書館のイベントです。

図書館長。

【坂口図書館長】

それでは、「事前配布資料5」の24ページをお願いいたします。

報告事項⑧第12回英語deキッズでございます。

こちらのほう国際ソロプチミスト佐世保パールさんが主催いたしますバレンタインにちなんで英語絵本の読み語りとゲームを行う予定です。3月7日となっております。午前1回、12時から1回と当日2回開催する予定です。既に申し込みは締め切っておりますがまだ定員空きがございますので、まだ募集を受け付けている状況です。

これにつきましては新型コロナ等の影響等もございまして、現在主催者側のほうに確認いたしまして実際に実施するかどうかというふうなことを現在検討しておりますので、もし中止それからそういった状況がありましたら随時利用者の方にもお知らせをしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

【西本教育長】

これにつきましてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で報告事項まで全て終わりました。

【西本教育長】

これを持ちまして2月定例教育委員会を閉会したいと思ひます。お疲れさまでございました。

その後、次回開催予定日を確認し、終了となった。

----- 了 -----